

平成25年度第1回さいたま市都市農業審議会会議録（議事要旨）

日時	平成25年7月22（月）14:00～16:00	場所	さいたま市役所本庁舎議会棟第7委員会室
出席者 (敬称略)	<p>【審議会委員】</p> <p>委員長：後藤 光蔵（武蔵大学経済学部 教授） 星野 勝太郎（JAさいたま 代表理事組合長） 副委員長：萩原 知美（さいたま市女性農業者連絡協議会 会長） 森田 忠（JA南彩 代表理事副組合長） 中畝 正夫（埼玉県さいたま農林振興センター 所長） 柳 時機（株式会社安楽亭 代表取締役社長） 梅國 智子（人間総合科学大学人間科学部 講師） 秋山 佳津美（生活協同組合パルシステム埼玉 理事） 加藤 勝征（さいたま市農業委員会 会長） 鈴木 英善（公募市民） 高橋 美彌子（JA南彩女性部 岩槻支部長） 島田 由美子（公募市民） 黒白 秀之（さいたま市認定農業者連絡協議会 会長） 野中 邦彦（さいたま市 経済局長）</p> <p>【事務局】</p> <p>さいたま市（佐藤、岸、吉田、大谷、新井、小林） 第一航業株式会社（秋山、石井）</p>		
<p>1 委員及び事務局紹介</p> <p>2 委員長・副委員長選出 委員互選により、委員長に後藤 光蔵氏、副委員長に萩原 知美氏が決定する。</p> <p>3 委員長・副委員長のあいさつ 後藤委員長、萩原副委員長あいさつ。</p> <p>4 議題</p> <p>(1)さいたま市都市農業の振興に関する条例及びさいたま市都市農業審議会について</p> <p>(2)さいたま市の農業について (1)(2)について、事務局から一括説明。</p> <p>(3)意見交換</p> <p>①平成24年度3月のビジョンの骨子案のまとまった経緯、また農政推進協議会について詳しく教えて欲しい。 →調査および庁内検討会でまとめたベースを、農業関係者の代表により組織される農政推進協議会に因り、本年度の検討の基になる骨子案とした。今回、都市農業審議会が組織された事により、農政推進協議会はその下部組織となる。本年度は、現在策定中の「さいたま市総合振興計画（平成26～32年）」ほか、市長マニフェストに基づく「新しあわせ倍増計画」に示される、従来型・滞在型市民農園や道の駅野整備、IT 農業といった都市農業振興に係る項目との整合を図って行くのが本年度の作業となる。</p> <p>②本条例の制定を市のホームページで知った。都市農業を農業と区別し、きちんと位置づけ考えて行く前向きな姿勢は大変嬉しい。多くの問題を抱えているのは事実だが、希望あるものとして話し合っていきたい。</p> <p>③骨子案は、条例の制定をうけ、庁内および農業関係者としての意見が概ね出尽くしたもので、本審議会は、これに市民・企業等の視点を加え、内容を更に積み上げていくということで理解した。</p> <p>④生協は地産地消など生産者とのつながりが深いのが、電力の自由化の流れをうけ、バイオマス発電などの「再生可能エネルギー」に着目しはじめています。都市と農地が近い地域特性を活かし、新鮮野菜が株主優待としてうけとれる市民ファンドのようなものがないだろうか？</p> <p>⑤認定農業者の連絡協議会には198名の会員がいる。私自身は見沼区で花きを栽培しているが、3年前からCO2の排出抑制と化石燃料の削減できるヒートポンプ（地中熱）のシステムを導入している。ある程度の規模でないと導入できないのが、一般農家への普及における課題。このように、持続可能な農業を支援するという市の姿勢はうれしい。自分達が動けば市も応援してくれる事を知らないの、その事を知らない農家はまだまだ多いので伝えていきたい。また、現在の農業者の平均年齢は65歳、10年後は75歳、後継者の育成はまったなしの課題だ。</p> <p>⑥飲食業を営む中で、安全・安心の面から使用する野菜を中国産から地元産へ移行した。また、6～7年前から農業参入し自社生産も始めた。しかしながら、未集約化の農地では生産性も悪く移動時間を要する、農地では屋根がかけられず堆肥の調達に難しい、個人資格での営農のため限界があるため、実際は赤字続きで雇用者にペイできるレベルに達していない。良い試みだと信じ、なんとかもう少し続けてみたいので支援して欲しい。</p> <p>⑦JA 南彩は岩槻地域であり、さいたま市の都市農業といわれてもイメージがわからない。都市農業のイメージという</p>			

と周辺住民に気を使いながらの営農という印象。自然・景観・うるおいというのではなく、職業としての農業でどう食べて行くかという視点から、そういった意味での農家の支援体制もビジョンに盛り込みたい。

- ⑧JA さいたまは東の見沼たんぼと西の水田地帯、市街化区域内での営農と多様な農業で構成されている。見沼たんぼは多くの制約がありすぎて営農を継続するための農家の新たな取り組みの妨げになっている。例えば、人を集め芋掘りをして手洗い場やトイレ、バスすら駐車できないケースも。場所や内容等、一定の制約の中で、規制緩和を考える必要があるだろう。西の水田地帯では米価が下落しなるとか兼業の形で続けている状態であり、担い手の収益を確保するための取り組みが必要だろう。例えば、都心農村交流も交流だけにとどめず、直売などの事業収入に結びつけたい。また、市街化区域では生産緑地の固定資産税、相続による税負担と農地細分化が問題である。担い手不足を解決するには、後継者の営農継続を困難にする問題の解消が必要不可欠だ。
- ⑨市街化区域と調整区域の双方で営農しているが、近くに直売所ができたので私も出品し始めた。畑の周りの方々にも「安全・安心」と大変好評で、JA さいたまの女性部でも出品する仲間が増えてきた。今後、直売所がもっと発展することを願っている。
- ⑩都市農業に関する条例の制定により、見沼たんぼの規制について何らかの対応がなされるのではないかと、皆たいへん期待していたが何も変わらなかった。観光農園や堆肥作りのための施設はどうしても必要であり、農地の万人として指導する側の農業委員会としても苦しい所であり、本会で何かできないか期待している。
- ⑪人間総合科学大学で管理栄養士を育成しており、消費者の立場から食に関わっている。5 年程前、吉川市の 4H クラブから依頼された「もち」の新しい加工品の共同開発を契機に、学生たちと米作り体験を始めた。こうし経験のある学生は非常に少なく、良い経験になっているが、手洗いやトイレを毎回市が準備して頂き、私達の参加で余分なコストがかかっているのを痛感している。もっと、簡単に参加できるシステムが確立できたらいい。
- ⑫農業振興地域から都市に近い所まで、さいたま市に展開する多彩な農業を「都市農業」と位置づけた市の条例に伴う改定ということで農家の期待は大きい。ビジョンの中に盛り込みたい事として、荒廃した遊休農地の活用だけでなく、荒廃をどう抑制するかを加えたい。また、市民農園・体験農園については、団塊世代の居場所づくりの視点から、一般の個人を対象とした 25~50 ㎡よりも規模を拡大し、大阪府の一反未満の新たな担い手「準農家」や、企業・集落が団体が農地を借りみんなで農業体験するなど、色々なパターンがあるだろう。
- ⑬16 年間の体験農園の取り組みの中で、参加した若者が就農している。大学院から新潟の合鴨農法の農家に就職したり、沖縄でズッキーニ生産、現在は働きながら週末研修に来ている子は将来農家を継ぎたいと言ってる。都内から来た中学生のうち 3 名が農業高校へ進学し、農学部に行った女性もいる。農業体験を通じ若者は変わる。はじめは何も知らなくても、帰りには農家さんの苦労がわかった、食べられることに感謝すると言う言葉を頂く。先日、埼玉県警の以来で受け入れた元気のよい男の子達は、用水の畦掘りを良く手伝ってくれ、わら炊きご飯をつくって食べた。体験を通じ学校の雰囲気良くなるそうだが、実際来た時より表情が柔らかくなるので、これも居場所づくりの一つかと思う。また、消費者が買ってくれなければ農業は成り立たないが、消費者を受け入れる事で応援団が出来る。見沼たんぼは制約が多いので、公園の隣の 19 年放置された遊休農地を借り開墾して体験農園にしようとして農業委員会に申請中だ。また、別の農園では、近所の建設会社がトイレ貸出しを申し出てくれた。我々農家は先祖代々これまで地道に農業を続け、「大変だ」と言わずに農地・国土を守って来た。しかし、農家側からそのことを伝えていく必要もあると思う。私は若者達にそのことを話す、皆その大変さをわかってくれる。6 歳の保育園の子ども達が、田植えだけでなく草取りまで一生懸命してくれ、それを見た親御さん達も手伝ってくれた。都市との交流を通じ農業のすばらしさを知ってか、息子が 2 人とも就農してくれた。先祖代々うけついできた農村文化を次世代へと伝えていけるよう、ビジョンの実現に向け、農家も都市もみんなで一緒にがんばっていききたい。
- ⑭市民団体として見沼たんぼの公有地で 15 年間で体験米作り活動というのをやっている。これまで引き受けた県民は約 4,500 名、現在 2 町歩の公有地を耕作している。長い間の活動を通じ、周辺の農家の方にも認めていただき、現在 9 件の農家から、4.5 町歩の農地をまかされている。団体の会員はリタイア組の男性を中心に約 80 名で、計 6.5 町歩を手がけており、後継者があってこそその農業であると思うが、我々非農家の役割もあるのかなと思う。
- ⑮色々な方から、色々な話が聞けた。農業の大切さというものが、だんだんと広がって来ているのは事実だと思う。身近な所でこうした取り組みが見られる一方で、全体の大きな流れとしては農業が衰退して行っている。その間を埋めるには、行政の役割も多いという事なのだと思う。今後、限られた回数ではあるが、本会の中でより良いビジョンにできるよう、熱心な議論を続けて行きたいと思う。ありがとうございました。また、質問や意見等ある場合には、事務局まで FAX やメールで連絡して頂きたい。

5 その他 第 2 回審議会 8 月 8 日 (木) 14:00~ 第 7 委員会室 (予定)

6 閉会 16:00

